

写

新清審第7号
令和元年9月30日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市清掃審議會長 山賀 昌



新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（答申）

平成31年3月19日付け、新廃政第761号により諮問のありました標題の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申いたします。

新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について

答申書

令和元年9月30日

新潟市清掃審議会

はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）は、平成31年3月19日に新潟市長から「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について」の諮問を受けた。

審議会では、合計8回の会議を開催し、「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について」「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて」及び「家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について」の3項目について審議した。

審議においては、議論に必要な詳細情報を要求し、自由に意見を述べ合うなど活発な議論を行い、本審議会として結論を得た。

新潟市においては、本審議会の答申を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の立案及び施策の推進と適正なごみ処理手数料の運用について期待する。

令和元年9月30日

新潟市清掃審議会

会長 山賀 昌子

1. 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について

(1) 基本的な考え方

新潟市では、平成20年6月から開始した新ごみ減量制度により、開始直後に家庭系ごみ量が約3割減少し、リサイクル率が大幅に向ふなど、大きな成果を挙げた。

平成24年2月に策定された現「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現計画」という。）では、新ごみ減量制度の成果を踏まえ、市民・事業者・市それが環境先進都市の実現に向けた取り組みを加速させることを基本理念に据え、これまで国が示す3R（①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用））の優先順位に従って施策を展開してきたが、現計画の目標には達しない見込みである。

廃棄物行政に関する国の動向を見ると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正、災害廃棄物対策の推進、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく基本方針の改正、食品ロスの削減の推進に関する法律の成立、プラスチック資源循環戦略の策定など廃棄物を巡る情勢が大きく変化している。また、世界的には持続可能な開発目標（SDGs）の考えに基づき、持続可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない状況である。

また、新潟市では、平成25年3月の「環境モデル都市」の選定に伴い「環境モデル都市アクションプラン」を策定したほか、平成27年4月には「新潟市総合計画（にいがた未来ビジョン）」「第3次新潟市環境基本計画」を策定するなど行政計画にも変化がみられる。

こうした情勢を踏まえ、新潟市にはさらなるごみ減量・資源化に努める責任があり、引き続き3Rの優先順位に従い、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいかなければならない。なお、国のごみ処理基本計画策定指針に基づき、現計画の改定にあたっては、10年先を見据えた計画とすべきである。

(2) 理念について

理念については、10年後にあるべき都市像として、市民・事業者・市の三者協働の考え方を基本しながら、持続可能な循環型社会・低炭素社会の構築や地域循環共生圏の創造などの視点を踏まえた内容とするべきである。

(3) 施策の視点について

次期計画では、施策の推進にあたり横断的な視点を設け、次の5つを掲げるべきである。

- ・ 3Rの取り組みを推進することにより、環境負荷を低減し、循環型社会・低炭素社会の創造に寄与する「環境」の視点。
- ・ 市民・事業者・市が連携し、ごみの減量・資源化の推進や、環境美化に取り組む仕組みをつくる「協働」の視点。
- ・ 市民が安心できるごみ出し支援を充実させるほか、災害等の非常時に備えたごみ処理体制を整える「安心」の視点。
- ・ ターゲットを意識した情報提供と、情報入手手段を充実させることにより、意識啓発を推進する「啓発」の視点。
- ・ 費用対効果を考慮して施策を推進することで、コストの最適化に努めるほか、収集・処理体制の構築にあたっても効率化を図る「効率」の視点。

(4) 数値目標・指標について

次期計画の数値目標については、現計画との継続性の視点から「1人1日あたりの家庭系ごみ量」「事業系ごみ排出量」「リサイクル率」を引き続き設定するほか、新潟市全体のごみの発生抑制の進捗状況を把握するため「1人1日あたりごみ総排出量」を新たに設定すべきである。

参考指標については、「廃棄物分野のCO₂排出量」に加えて、現計画の数値目標である「最終処分量」は3Rの推進により削減されることから、参考指標に変更すべきである。また、家庭系燃やすごみの中で割合の高い生ごみ及び紙類の減量は重点的な課題であること、食品ロス量の削減については国が数値目標を設定していることなどを踏まえ、「生ごみ量・食品ロス量」及び「可燃ごみに含まれる紙類の量」を新たに設定すべきである。

(5) 施策について

次期計画には、理念のもと施策の視点や数値目標を踏まえながら、次の施策を掲げていくべきである。

① 2Rの推進によるごみの減量

「リデュース（発生抑制）の推進」

新潟市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は政令市の中で5番目に多い状況であり、さらなるごみの減量が必要である。

3Rのうち、国が示す優先度はリデュースが1番高いことから、ごみをなるべく出さないリデュースの取り組みを強化するとともに、特にプラスチック類

の減量については、プラスチック資源循環戦略の趣旨を踏まえ、取り組みを進めるべきである。

「生ごみ・食品ロスの減量」

ごみ・資源組成調査の結果、家庭系・事業系ごみの中で大きな割合を占める生ごみの減量には重点的に取り組む必要がある。特に、食品ロスの削減については、国の動向を踏まえ、市民に対する意識啓発の推進やフードバンク活動の支援など、市内の飲食店をはじめとした事業者、関係団体等と連携した取り組みを進める必要がある。

「リユース（再使用）の推進」

3Rの優先度が2番目に高いのがリユースであり、リデュースに次ぐものとしてさらなる取り組みが必要であることから、事業者や関係団体等が実施する取り組みと連携し、その機運を高めていくべきである。

②さらなる資源循環の推進

「リサイクル（再生利用）の推進」

ごみ・資源組成調査の結果、依然としてプラマーク容器包装などの資源物の混入が見られることから、さらなる分別の徹底等により資源循環を推進する必要がある。

生ごみのリサイクルについては、食品リサイクル法の趣旨を踏まえたうえで、費用対効果の検証や、3Rの優先順位を踏まえた施策の整理が必要である。

また、事業系ごみについては、事業系廃棄物処理ガイドラインに沿った適正処理をより一層促進するとともに、必要に応じてガイドラインの見直しや手法の検討を行うべきである。

「古紙類の分別推進」

ごみ・資源組成調査の結果、燃やすごみに占める紙類の割合が高いことから、家庭系古紙類の分別について、さらなる市民意識の向上を図るために、より積極的な取り組みを進めるべきである。また、事業系古紙類については、引き続き資源化促進策を実施すべきである。

「資源物排出機会の提供」

地域のごみ集積場以外にも、資源物の拠点回収など多様な排出機会を提供しているが、事業のさらなる周知を進めるとともに、回収量等に応じた回収場所を検討するなど、より効率的に実施できるよう努めるべきである。

③意識啓発の推進

「情報提供の充実」

ごみの減量・資源化の推進には、情報提供の充実が必要であることから、より市民・事業者に伝わるよう、効果的な広報媒体の選定や訴求力が高い内容となるよう見直しを図るべきである。また、国際化に向けた対応として、情報媒体の多言語化など外国人へのサービス向上を図るべきである。

「環境教育の推進」

小学生・未就学児などへの環境教育や地域への出前講座、施設見学の受け入れを引き続き実施するとともに、ごみ減量・資源化につながるよう内容を充実するべきである。

また、次世代を担う若年層をターゲットとした環境教育の拡充を図るべきである。

④市民サービスの向上

「高齢者等への支援の充実」

地域との協働によるごみ出し支援制度を評価する一方、制度そのものの認知度が低いことから、さらなる周知と支援団体の拡充が必要である。

また、現行制度の検証とともに、国の動向や他政令市の状況等を注視しつつ、新たな手法を含め、持続可能な制度のあり方を検討していく必要がある。

要介護世帯などへのごみ指定袋の支給等は、経済的負担を軽減する観点から継続するとともに、今後の社会情勢などに応じて、新たな支援についても検討すべきである。

「ごみ処理手数料の市民還元」

「3. 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について」で述べる。

⑤地域の環境美化の推進

「地域全体の環境美化の推進」

市民自らが地域の環境美化に取り組む機運の醸成を図るため、地域の一斉清掃等を引き続き推進すべきである。特に若年層に対して、地域清掃に参加しやすい手法を検討するとともに、環境教育と連携しながら環境美化意識の向上を図るべきである。

また、市が実施するぽい捨て防止パトロールは、効果的な体制づくりを目的に地域との連携を検討すべきである。

近年、社会問題化している海洋ごみについては、「街中のごみ」が「海ごみ」につながることについて周知・啓発を進めるべきである。

「ごみ集積場周辺の環境美化の推進」

違反ごみ対策をはじめ、集積場及びその周辺の環境美化について、現行のパトロールや、クリーンにいがた推進員による取り組みを継続すべきであるが、活動内容の差や選任そのものが困難となっている地域もあることから、地域の実情を把握し、参考事例の共有や知識の集積に向けたさらなる取り組みが必要である。

⑥安定かつ効率的な収集・処理体制

「効率的な収集・運搬体制」

集合住宅の増加や高齢化を背景としたごみ集積場の分散化により、集積場の数が年々増え、収集運搬経費が増加していることから、将来を見据えた中で、収集方法や運搬体制などの持続可能なあり方について検討すべきである。検討にあたっては、収集・運搬時に排出されるCO₂の低減についても考慮する必要がある。

なお、これらの変更は市民生活に多大な影響があることから、慎重に議論し丁寧な説明を行いながら取り組むべきであるとともに、超高齢社会など新たな課題への対応と併せて検討していく必要がある。

「ごみ処理施設の更新及び統合」

現在稼働している焼却4施設の内、全国的な事例をみると、3施設が更新を検討する時期もしくは更新時期を超えている状況にある。今後人口減少に伴いごみ量が減少することが見込まれる中で、安定かつ効率的な処理体制を構築するためには、施設更新と併せ統廃合を進めるべきである。点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及びCO₂排出量の低減の視点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターともう1施設の計2施設体制とすることが妥当である。

破碎・選別施設については、稼働状況や今後のごみ量を踏まえ、統合や民間処理委託を検討する必要がある。

⑦低炭素社会に向けた処理施設の活用

「廃棄物エネルギーの利活用」

低炭素社会の実現に向けて、ごみの焼却による廃棄物発電や熱利用など、廃棄物エネルギーを十分に活かすため、地域での活用や産業振興など多用途利用に向けて検討すべきである。

「発電電力の地産地消」

廃棄物発電の電力利用先は市有施設に限らず市内の民間施設にも拡大し、地産地消による地域の低炭素化を進めるべきである。

⑧大規模災害に備えた体制整備

「災害廃棄物処理計画に基づく体制整備」

新潟市は平成28年3月に「災害廃棄物処理計画」を策定しているが、計画の実効性を確保するとともに発災時に迅速な対応を図るため、仮置場の運営方法等の具体的なマニュアルの整備や、民間団体等との協定の拡充に努めるべきである。

「災害時も稼働できる処理施設の整備」

災害時にも安定的な廃棄物処理が行えるよう、新たな焼却施設を整備する際には、災害時にも稼働できる施設とすることが望ましい。また、発電による電力供給等の施設特性を活かし、防災拠点としての活用も検討すべきである。

2. ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて

ごみ処理施設に搬入した場合の処理手数料については、直近のごみ処理原価を踏まえ、慎重に審議した結果、現行の処理手数料の据え置きが妥当である。

現行の処理手数料

家庭系廃棄物：10キログラムまでごとに60円

事業系廃棄物：10キログラムまでごとに130円

ただし、食品リサイクル法に基づく基本方針において、食品廃棄物の焼却処理から資源リサイクルへの動きを促進するため、手数料見直し等の推進を掲げていることから、将来的には資源循環リサイクル促進といった観点からの処理手数料の見直しを検討することが必要である。

3. 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について

現状として、平成20年6月からの指定袋等によるごみ処理手数料の使途については、市民に還元する趣旨のもと、「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」「地域コミュニティ活動の振興」を柱に据え、柱に沿った施策・事業を開拓してきたことは一定の評価をするところである。

しかしながら、有料化から10年、平成26年の「市民還元事業検証に関する取りまとめ」から5年が経過し、時間の経過とともに地域における取り組みに差が生じてきている事業や、制度の認知や活用が進まない事業もあるなど、個々の事業の課題が見えてきている。

ごみ処理手数料収入については、人口減少によるごみ量の減少に伴い、今後の增收が見込める状況はない。

一方、人口減少・超高齢社会の進展といった社会的課題や、廃プラスチック問題といった国際的課題への対応のほか、技術革新の活用や資源の収益化といった、新しい視点を取り入れる必要がある。

今後のごみ処理手数料の使途については、限られたごみ処理手数料収入の中、食品ロス削減や廃プラスチック対策といった新たな課題への対応も必要であることから、引き続き三本の柱を継続しつつ、効率的かつ効果的に手数料が活用されるよう、個々の事業内容については適宜見直しを図っていくべきである。

また、さらなる資源循環・低炭素社会の構築に向けて、有効な先進技術の活用や環境課題の解決に向けた起業への支援、安定かつ持続可能なごみ処理体制の構築や環境教育の充実など、次世代に繋がる未来投資的な施策を新たな柱として検討することを望む。

これらを進めていくためには、社会情勢により変化する財政状況を考慮し、基金など効果的な活用方法を検討していくことも必要である。

○資料

(1) 質問書（表面）

写

新廢政第761号

平成31年3月19日

新潟市清掃審議会
会長 山賀 昌子 様



新潟市長 中原 八一

新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（質問）

このことについて、下記のとおり質問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 質問事項

- (1) 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について
- (2) ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて
- (3) 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について

2 質問理由

本市は、平成24年度から平成31年度までの8年間を計画期間とする、一般廃棄物処理基本計画である「新潟市ごみ減量プログラム」に基づいて、家庭系ごみの分別推進や事業系ごみの排出抑制などの各施策を実施してまいりました。

「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念とした取組みを進めたことにより、家庭系・事業系ごみの減量・資源化が進みました。

しかしながら、近年のごみ量は、家庭系では微減、事業系では横ばいの状況であり、現基本計画の最終年度である平成31年度の数値目標を達成することは困難な状況となっています。計画の改定にあたっては、ごみ減量と3R推進のほか、人口減少に伴うごみ量の推移や高齢化社会の進展を踏まえた安定的かつ効率的な収集・処理体制の構築、技術動向を注視したうえでの廃棄物処理施設の適切な方などが求められています。

また、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについては、平成19年2月における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申に基づき、「手数料は3年を基本として見直しを行う」ことにしております。前回の審議から3年目を迎えるため、処理手数料の見直しについて検討することいたしました。

諮詢書（裏面）

最後に、指定袋等のごみ処理手数料の使途について、平成20年の有料化から10年が経過するとともに、平成26年の「市民還元事業検証に関するとりまとめ」の報告から5年が経つため、あらためて検証し使途について検討することといたしました。

つきましては、上記3項目について、幅広いご見識と市民の視点からご審議いただきたく、諮詢いたします。

3 答申希望時期

平成31年9月末

(2) 審議経過

年度	回数	期間	主な内容
H30	第3回	3. 19	1 諒問「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について」 2 清掃審議会全体スケジュールについて 3 一般廃棄物処理基本計画の改定について 4 循環型社会を形成するための法体系と計画について 5 新潟市の現状と今年度の動きについて
H31 (R1)	第1回	4. 22	1 新潟市の上位計画について 2 現計画の基本的事項について 3 現計画における事業の実績について 4 現計画における課題と社会情勢について 5 一般廃棄物処理施設（焼却施設）のあり方について
	第2回	5. 21	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）
	第3回	7. 12	1 第1回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会概要（報告） 2 近年のごみ量の推移等について（報告） 3 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）
	第4回	7. 31	1 第2回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会概要（報告） 2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（審議） 3 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）
	第5回	8. 22	1 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（審議） 2 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）
	第6回	9. 5	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）
	第7回	9. 30	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議） 2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（審議） 3 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について（審議）